

水戸市不妊治療費助成事業Q&A

R3.3.3現在

分類	質問	回答
1. 申請手続		
1	1 申請書類はどこで入手できるか。	水戸市保健所地域保健課(水戸市笠原町993-13 1階)にてお渡しできます。 来所できない場合には、申請書、受診等証明書、確認書などは市のホームページからダウンロード可能です。
	2 案内チラシに「必ずご相談ください」とあるが事前に保健所に行く必要があるか。	制度のご説明を差し上げながら、対象の医療機関や書類を確認するために事前の来所をお願いしています。 来所が難しい場合は、ホームページから案内チラシや申請書類をダウンロードしてもらい手元に用意したうえでお問い合わせいただければ、窓口同様説明が可能です。
	3 申請してから助成金が振込まれるまでにどれくらいかかるか。	概ね申請から1か月以内で決定通知を発送し、その後1か月前後で助成金の振込みを行っています。 ただし、書類に不備がある場合や、以前お住まいの自治体に助成歴を照会する場合、申請が混み合っている場合にはこれより時間がかかることがありますのでご了承ください。
	4 年度をまたがって治療した場合、申請はいつの段階でしたらよいか。	治療が終了してから申請することが出来ます。年度をまたいでも治療開始日から治療終了日までについて申請が可能です。
	5 一度初回助成額の対象として申請したが、初回助成以前に治療終了していた分を2回目以降として申請できるか。	治療終了日の順番を入れ替えて申請はできません。 また、初回助成額の対象として申請したものより以前の治療をあとから申請することもできません。
2. 申請期限		
2	1 申請期限(治療終了日から60日以内もしくは治療終了日の属する年度末のどちらか早い日)を過ぎてしまったが申請できるか。	申請期限を迎える前までに水戸市保健所地域保健課(電話029-243-7311)へご相談ください。
3. 申請書		
3	1 2回分の治療を1つの申請書にまとめることはできるか。	1つの申請書では1回の治療における保険適用外の治療費についてのみの申請となります。 複数回の申請をする場合にはそれぞれの治療ごとに申請書・受診等証明書等が必要となります。 申請期限内であれば2回分の申請を一度にお預かりすることは可能です。
	2 代表申請者は夫婦どちらでもよいか。	代表申請者は水戸市に住民票がある方で振り込み先の口座と同一人である必要があります。夫婦が共に水戸市に住民票がある場合は、振り込みを希望する口座の名義人が代表申請者となります。
	3 「過去に茨城県または他の都道府県・指定都市・中核市でこの助成を受けたことがありますか」の質問について、茨城県内の市町村で助成を受けた場合は回数に入るか。	この助成制度は国の要綱に従い、都道府県・指定都市・中核市で実施しているため、今までの助成回数を確認する必要があります。 茨城県を含め他都道府県・指定都市・中核市(令和2年4月1日以降の水戸市を含む)で助成を受けたことがある場合は回数に含めますが、市町村単位での単独助成を受けたものについては含みません。

水戸市不妊治療費助成事業Q&A

R3.3.3現在

分類	質問	回答
4. 領収書・明細書		
4	1 領収書をすべて提出する必要があるか。 明細書をすべて提出する必要があるか。	受診等証明書に記載されている「今回の治療期間」「領収金額」に相当する領収書について、すべて提出が必要となります。領収書はコピー及び原本を持参してください。コピーと原本を照合し、原本を返却いたします。明細書もある場合は、コピーと原本を必ずご持参ください。領収書同様コピーと原本を照合し、原本を返却いたします。
	2 領収書を一部紛失してしまった。	残っている領収書の合計額が申請上限額を超えていれば残っている領収書をお持ちください。残っている領収書の額が申請額上限に満たない場合は、紛失した領収書について再発行又は領収証明書(任意様式)の発行を医療機関に依頼してください。発行できない場合、提出された領収書の合計額が助成額となります。
5. 住民票・戸籍謄本		
5	1 住民票は省略可能か。	夫婦双方が水戸市に住民票があり、申請書にて住民記録情報を閲覧することに同意を頂いた場合は省略可能です。夫婦のどちらか一方が水戸市外に住民票がある場合には、住民票のある市町村から発行された住民票が必要です。
	2 何か月前に取得したものまでが有効か。	申請受付日から概ね3か月以内に発行されたものをご準備ください。
	3 初回申請をする場合住民票があれば戸籍謄本は不要か。また、どんな時に戸籍謄本は必要か。	初回申請時は戸籍謄本は婚姻日確認のため必ず提出をお願いいたします。 その他、以下の条件の場合に必須となります。本籍地のある市町村で取得してください。 ・住民票で夫婦関係が確認出来ない場合(住所地が異なる、続柄が夫婦と確認出来ない(世帯主である親と同居しており、子が申請者以外にもいる場合)等) ・事実婚関係の場合(重婚でないことを確認するために必要です) ・子の出生に伴う回数リセットを希望する場合(リセットのタイミングを確認するために必要です)
	4 夫婦ともに外国籍であり、戸籍謄本が取得できないが、何を提出したらよいか。	結婚証明書等婚姻日が分かるものを持参してください。その他はご相談ください。
	5 配偶者が外国籍で国外に居住しているため日本の住民票がないが何を提出したらよいか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。 例: 外国の住民票に代わるもの、在勤・在学証明書等 証明書が外国語の場合は日本語訳を添付(翻訳は申請者で可) 日本在住でも大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。

水戸市不妊治療費助成事業Q&A

R3.3.3現在

分類	質問	回答
6. 課税証明書(令和3年3月31日以前の治療終了日の方のみ)		
6	<p>1 市町村民税課税(非課税)証明書(※)は提出が必要か。</p> <p>※自治体によって証明書の名称は異なります。所得金額がわかる証明書(控除額記載のあるもの)が必要です。</p>	<p>治療終了日が令和3年3月31日以前の方は夫婦それぞれ提出が必要となります。ただし、夫婦双方が水戸市に令和2年1月1日現在において住民票があり、申請書にて住民記録情報を閲覧することに同意を頂いた場合は省略可能です。</p> <p>令和2年1月1日以降に転入された方、夫婦の一方が住所地が水戸市でない場合、水戸市以外で納税している場合は提出が必要です。</p> <p>また、扶養されていて、所得がない場合も、所得がないことを証明するために当人の証明書が必要となります。</p> <p>住民税決定通知書や確定申告書、源泉徴収票では対応できません。</p>
	<p>2 最近数年間海外にいたが、所得証明は何を提出すればよいか。</p>	<p>海外に滞在していた期間の所得の証明は不要ですが、海外にいたことの証明(戸籍の附票、在籍証明書等)を提出していただくこととなります。</p> <p>なお、年の中途に国外に出た場合や帰国した等、日本での居住がある場合はその期間の所得証明が必要となります。</p> <p>例)R3.3月に申請する場合で、R1.9.1から国外に転勤した場合 →R1(H31).1.1からR1..8.31までの課税証明書</p>
	<p>3 他の市町村から転入してきたが、課税証明書は転入前の市町村でもらえるのか。</p>	<p>課税証明書は、令和2年の1月1日現在の住所地で交付されます。</p>
	<p>4 課税証明書が旧姓名義で発行されている場合、補足書類が必要か。</p>	<p>本人確認のため戸籍謄本を添付してください。</p>
7. 事実婚		
7	<p>1 事実婚で申請する場合の書類について。</p>	<p>以下の書類の提出が必要です。</p> <p>①治療当事者二人の戸籍謄本(両人が重婚ではないことの確認を行うため。)</p> <p>②治療当事者二人の住民票(両人が同世帯であるかの確認を行うため。)。夫婦双方が水戸市に住民票があり、申請書にて住民記録情報を閲覧することに同意を頂いた場合は省略可能です。どちらか一方が水戸市外の住所地である場合、必ず住民票の添付が必要です。</p> <p>③事実婚関係に関する申立書(事実婚関係にあること、生まれる子に対する認知の意向を申し立てていただきます。)</p>
	<p>2 「重婚でないことの確認」とあるが、重婚となる場合には、助成対象とならないということによいか。</p>	<p>重婚となる場合には、助成対象となりません。</p>
	<p>3 事実婚について外国籍の方との事実婚の場合の確認方法はどのようにすればよいか。</p>	<p>外国籍の方の場合、重婚がない確認のための書類が必要です。</p> <p>①「婚姻要件具備証明書」</p> <p>②それに代わる書類(例:領事が発行した宣誓書等)</p>

水戸市不妊治療費助成事業Q&A

R3.3.3現在

分類	質問	回答
8. 助成回数及び回数リセットについて		
8	1 助成金は何回受けられるのか。	<p>①初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が39歳以下 →6回まで</p> <p>②初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満 →3回まで</p> <p>③治療開始時の妻の年齢が43歳以上→助成対象外</p> <p>ただし、出産(12週以降の死産)の後、再度特定不妊治療を実施した場合、回数をリセットすることが出来ます。</p>
8	2 出産に伴う回数リセットはどのように考えるのか。	<p>リセットを実施することで有益となる場合にはリセットを実施することが出来ます。</p> <p>出産後初めての特定不妊治療を実施した期間の初日における妻の年齢によりリセットをされる回数が決定します。</p> <p>自然妊娠や自費による不妊治療により出産した場合も、回数リセットの対象となります。</p> <p>例)40歳未満の夫婦(6回助成可能)</p> <p>平成29年度 3回助成(残3回)</p> <p>平成30年度 出生(リセット→残6回)</p> <p>令和元年度 1回助成(残5回)</p> <p>⇒この場合、リセットの基準は「平成30年度の出生」とし、リセットを「令和元年度の助成時」に遡って行ったものとして今後は、残り5回助成を受けられることとなります。</p>
8	3 新型コロナウイルスに関する特例措置について。	<p>令和2年3月31日時点で対象となり得た方で令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合に限り以下の措置があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日時点での妻の年齢が39歳である夫婦であって、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、助成回数は6回となります。(特例措置が非該当の場合は、40歳未満の場合、6回助成となります) ・令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦である場合、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者となります。(特例措置が非該当の場合は、43歳に到達する日の前日までが対象となります)
8	4 回数リセットのために必要な書類は何か。	<p>以下の書類が必要です。</p> <p>①出産した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・住民票(子の記載があるもの) ・申請書へ出生した子の氏名・生年月日の記入(旧様式を使用する場合、別紙への記入が必要です) <p>②死産だった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死産届の写しや母子健康手帳の「出産状態」ページの写し、死産証書・死胎検案書等

水戸市不妊治療費助成事業Q&A

R3.3.3現在

分類	質問	回答
9. 対象者の要件		
1	転入前に行った他県での特定不妊治療について水戸市へ申請できるか。	申請時に夫婦の双方または一方が水戸市内に住民登録していれば、居住期間に関わらず水戸市へ申請可能ですが、申請の期限は治療終了日から60日以内となります。
2	夫婦が別居しており別の自治体に居住しているが水戸市へ申請できるか。	夫婦のどちらか主となる方を決めていただき、どちらかの自治体へご申請ください。この助成制度は国の要綱に従い、都道府県・指定都市・中核市で実施しているため、1つの治療で複数から助成を受けることは出来ません。
3	配偶者が外国に居住しているが水戸市へ申請できるか。	申請者が水戸市に住所を有していれば申請可能です。
9 4	夫又は妻のいずれか一方が外国籍の場合の必要な添付書類は何か。	<p>以下の書類をご準備ください。ただし申請者は水戸市に住所を有している必要があります。</p> <p>①世帯全体の住民票 ※夫婦別居などで、夫婦の婚姻関係が確認できない場合は下記(1)(2)の両方 (1)夫・妻の住民票 (2)日本国籍の配偶者の戸籍抄本1通</p> <p>②夫・妻の市町村県民税課税(非課税)証明書(令和3年3月31日以前の治療終了日までの方) ただし、夫婦双方が水戸市に令和2年1月1日現在において住民票があり、申請書にて住民記録情報を閲覧することに同意を頂いた場合は省略可能です。 令和2年1月1日以降に転入された方、夫婦の一方が住所地が水戸市でない場合、水戸市以外で納税している場合は提出が必要です。 また、扶養されていて、所得がない場合も、所得がないことを証明するために当人の証明書が必要となります。</p>
5	夫婦とも外国籍の場合の必要な添付書類は何か。	<p>以下の書類をご準備ください。</p> <p>①世帯全体の住民票 ※夫婦別居などで、夫婦の婚姻関係が確認できない場合は下記(1)(2)の両方 (1)夫・妻の住民票(水戸市外に住民票がある人分のみ) (2)「婚姻受理証明書」又は「婚姻届記載事項証明書」1通、または公的機関で発行された結婚証明書等。</p> <p>②夫・妻の市町村県民税課税(非課税)証明書(令和3年3月31日以前の治療終了日までの方) ただし、夫婦双方が水戸市に令和2年1月1日現在において住民票があり、申請書にて住民記録情報を閲覧することに同意を頂いた場合は省略可能です。 令和2年1月1日以降に転入された方、夫婦の一方が住所地が水戸市でない場合、水戸市以外で納税している場合は提出が必要です。 また、扶養されていて、所得がない場合も、所得がないことを証明するために当人の証明書が必要となります。</p>
6	「特定不妊治療以外では妊娠の見込みがないと医師が診断したこと」が要件となっているが、診断書が必要か。	医師が記載する「特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)」で判断するため、別途診断書は不要となります。

水戸市不妊治療費助成事業Q&A

R3.3.3現在

分類	質問	回答
10. 助成の対象となる治療の範囲		
10	1 人工授精も助成の対象となるか。	特定不妊治療にあたる、体外受精または顕微授精のみが対象となるため、人工授精は対象外となります。
	2 治療費すべてが対象となるのか。	治療期間内の保険適用外の治療分で、採卵準備のための投薬や注射、採卵、胚移植の処置費、妊娠確認検査費用などが対象となります。 なお、時間外加算、入院室料、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保存料)、診断書・申請のための証明書等の文書料、処方箋によらない薬(サプリメント)は助成の対象外です。
	3 助成の対象となる「1回の治療」とはどこからどこまでか。	採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精(前培養・媒精(顕微授精)・培養)、胚移植を経て、医師による妊娠の確認検査までの過程です。また、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合(ステージC)は、胚移植を行うための投薬開始から医師による妊娠の確認検査までとなります。 ただし、上記治療期間の途中で治療を中止した場合は、医師が治療の中止を判断した日までが治療期間となります。
11. 男性不妊治療		
11	1 男性不妊治療の助成対象となる手術及び費用は何か。	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に至る過程の一環として行われる、「精子を精巣又は精巣上体から採取する手術」、 <u>精巣内精子回収法(TESE)</u> 、 <u>精巣上体精子吸引法(MESA)</u> 、 <u>精巣内精子吸引法(TESA)</u> 、 <u>経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)</u> 等の費用の一部が対象となります。 ただし、保険適用される場合は助成の対象外です。 【助成の対象となる費用】 医療保険が適用されない手術代および精子凍結料 【対象外の費用】 検査料、凍結した精子の保存料(管理料)、文書料、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費
	2 男性不妊治療費と特定不妊治療費の助成額について。	合算ではなく、男性不妊治療費と特定不妊治療費を別々に算出した額(上限額と実際に治療でかかった額を比較し、どちらか低い額)を合算した額が申請可能額となります。
12. その他		
12	1 助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除を受けることはできるか。	1年間にかかった医療費から助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象となります。詳細は最寄りの税務署に確認してください。